

食品表示基準(平成 27 年 3 月 20 日内閣府令第 10 号)  
別記様式 2 (第 8 条、第 22 条、第 35 条関係)

栄養成分表示	
食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

備考

- 1 食品単位は、100 g、100ml、1 食分、1 包装その他の 1 単位のいずれかを表示する。この場合において、1 食分である場合は、1 食分の量を併記して表示する。
- 2 この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。
- 3 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を 0 とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。
- 4 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。